

「農用地利用配分計画」の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年九月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
佐藤 昌志	笠岡市金浦五九二―二	笠岡市有田字尾部前九七六―一	
高崎 拓志	笠岡市甲弩七三一	笠岡市甲弩字高柳一五〇四―一	
山田 徹	高梁市備中町東油野三一四〇	高梁市備中町西油野字中ケ市前二八三一他五筆	
二若 信彦	真庭市蒜山下福田二三三五	真庭市蒜山下福田字西ノ沢九二七他四筆	
農事組合法人や やこうげ	真庭市栗原一六六〇	真庭市栗原字小峪三八〇〇他六筆	

二 認可年月日

平成二十九年九月二十五日

三 申請年月日

平成二十九年八月二十五日